



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年6月25日金曜日 第2178号

◇ 目 次 ◇ 規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則.....	454
養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則.....	456

告 示

医療機関の指定.....	458
施設機関の指定.....	458
指定医療機関の廃止の届出.....	458
介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	458
介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....	459
介護機関（介護予防事業者）の指定.....	459
指定介護機関（居宅介護事業者）の変更（2件）.....	459
指定介護機関（介護予防事業者）の変更（2件）.....	460
指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....	460
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の廃止の届出.....	460
指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出.....	461
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	461
指定障害福祉サービス事業の廃止.....	461
指定居宅サービス事業者の指定.....	462
指定居宅介護支援事業者の指定.....	462

指定介護予防サービス事業者の指定.....	462
指定居宅サービス事業の廃止.....	463
指定居宅介護支援事業の廃止.....	463
解除予定保安林にする旨の通知.....	463
公共測量の終了の通知.....	463
とべ動物園の指定管理者の名称の変更.....	464
宅地建物取引業法第67条第1項の規定に基づく公告.....	464
土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....	464
建設業者の許可の取消し.....	465
指定道路の指定.....	465
開発行為に関する工事の完了.....	465

公 告

生産事業者講習会の開催.....	465
110番情報管理システム及び地図検索システムの借入れ.....	465

雑 報

愛媛県市町村職員共済組合公告.....	466
---------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第31号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年6月25日

愛媛県知事 加戸守行

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表1（第3条関係） 救助の程度・方法及び期間 1 収容施設の供与 (1) 省略 (2) 応急仮設住宅 ア 省略 イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、 <u>2,387,000円</u> 以内とする。 ウ～キ 省略 2 省略 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ア・イ 省略 ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出で	別表1（第3条関係） 救助の程度・方法及び期間 1 収容施設の供与 (1) 省略 (2) 応急仮設住宅 ア 省略 イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、 <u>2,404,000円</u> 以内とする。 ウ～キ 省略 2 省略 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ア・イ 省略 ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出で

きる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当り次の額の範囲内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもつて決定する。

(7) 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増すご とに加算する 額
夏季	4月 から 9月 まで	円 <u>17,300</u>	円 <u>22,300</u>	円 <u>32,800</u>	円 <u>39,300</u>	円 <u>49,800</u>	円 <u>7,300</u>
冬季	10月 から 翌年 3月 まで	<u>28,600</u>	<u>37,000</u>	<u>51,600</u>	<u>60,400</u>	<u>75,900</u>	<u>10,400</u>

(4) 住家の半焼、半壊又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)により被害を受けた世帯

季別	期間	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増すご とに加算する 額
夏季	4月 から 9月 まで	円 <u>5,600</u>	円 <u>7,600</u>	円 <u>11,400</u>	円 <u>13,800</u>	円 <u>17,500</u>	円 2,400
冬季	10月 から 翌年 3月 まで	<u>9,100</u>	<u>12,000</u>	<u>16,900</u>	<u>20,000</u>	<u>25,400</u>	3,300

工 省略

4～8 省略

9 埋葬

ア・イ 省略

ウ 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人201,000円以内、小人160,800円以内とする。

工 省略

10 省略

11 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

ア 省略

イ 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送

きる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当り次の額の範囲内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもつて決定する。

(7) 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増すご とに加算する 額
夏季	4月 から 9月 まで	円 <u>17,500</u>	円 <u>22,600</u>	円 <u>33,300</u>	円 <u>39,900</u>	円 <u>50,500</u>	円 <u>7,400</u>
冬季	10月 から 翌年 3月 まで	<u>29,000</u>	<u>37,500</u>	<u>52,300</u>	<u>61,300</u>	<u>77,000</u>	<u>10,500</u>

(4) 住家の半焼、半壊又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)により被害を受けた世帯

季別	期間	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増すご とに加算する 額
夏季	4月 から 9月 まで	円 <u>5,700</u>	円 <u>7,700</u>	円 <u>11,600</u>	円 <u>14,000</u>	円 <u>17,700</u>	円 2,400
冬季	10月 から 翌年 3月 まで	<u>9,200</u>	<u>12,200</u>	<u>17,100</u>	<u>20,300</u>	<u>25,800</u>	3,300

工 省略

4～8 省略

9 埋葬

ア・イ 省略

ウ 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人199,000円、小人159,200円以内とする。

工 省略

10 省略

11 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

ア 省略

イ 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送

費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり134,200円以内とする。

ウ 省略

12 省略

別表2(第11条関係)

実費弁償

1 令第10条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり23,000円以内

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり16,500円以内

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり16,400円以内

エ・オ 省略

カ 大工 1人1日当たり15,500円以内

キ 左官 1人1日当たり14,900円以内

ク とび職 1人1日当たり14,500円以内

(2)・(3) 省略

2 省略

様式第2号(第4条、第5条関係)

様式第2号(その1)

省略

災害救助法(昭和22年法律第118号)第26条の規定に基づき、次の物資の保管を命ずる。

省略

物資の種類	省略		
省略			

省略

注 省略

様式第2号(その2)~(その4) 省略

費及び賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり137,500円以内とする。

ウ 省略

12 省略

別表2(第11条関係)

実費弁償

1 令第10条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり23,700円以内

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり16,300円以内

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり16,200円以内

エ・オ 省略

カ 大工 1人1日当たり15,800円以内

キ 左官 1人1日当たり15,300円以内

ク とび職 1人1日当たり15,000円以内

(2)・(3) 省略

2 省略

様式第2号(第4条、第5条関係)

様式第2号(その1)

省略

災害救助法(昭和22年法律第118号)第26条の規定に基づき、次の物質の保管を命ずる。

省略

物質の種類	省略		
省略			

省略

注 省略

様式第2号(その2)~(その4) 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

○愛媛県規則第32号

養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年6月25日

愛媛県知事 加戸守行

養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則(昭和62年愛媛県規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1(第3条関係)</p> <p>徴収基準額表</p> <p>省略</p> <p>注1 この表のC1階層における「均等割の額」とは地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定</p>	<p>別表第1(第3条関係)</p> <p>徴収基準額表</p> <p>省略</p> <p>注1 この表のC1階層における「均等割の額」とは地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7第1項第1号及び第2項、第314条の8、附則第5条第3項並びに附則第5条の4第6項の規定</p>

は、適用しないものとする。)の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD₁階層からD₁₉階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によつて計算された所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に該当する場合に限る。)及び第3号(同法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に該当する場合に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで
- (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

(3) 省略

3 ~ 8 省略

別表第2(第3条関係)

徴収基準額表

省略

注1 この表のC₁階層における「均等割の額」とは地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C₂階層における「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法 附則第5条第3項及び 第5条の4第6項の規定は、適用しないものとする。)の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD₁階層からD₁₄階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によつて計算された所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に該当する場合に限る。)及び第3号(同法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に該当する場合に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで
- (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

(3) 省略

3 ~ 7 省略

は、適用しないものとする。)の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD₁階層からD₁₉階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によつて計算された所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第2項第1号
- (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項

(3) 省略

3 ~ 8 省略

別表第2(第3条関係)

徴収基準額表

省略

注1 この表のC₁階層における「均等割の額」とは地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C₂階層における「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7第1項第1号及び第2項、第314条の8、附則第5条第3項並びに附則第5条の4第6項の規定は、適用しないものとする。)の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD₁階層からD₁₄階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によつて計算された所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第2項第1号
- (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項

(3) 省略

3 ~ 7 省略

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則別表第1及び別表第2の規定は、平成22年4月分以後の徴収額について適用し、同年3月分以前の徴収額については、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第745号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成22年 6月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所 在 地	指 定 年 月 日
いのうえ産婦人科	医療法人いのうえ産婦人科	今治市南大門町1-5-2	平成22年 4月12日
小林耳鼻咽喉科クリニック	小 林 丈 二	西条市丹原町池田109-5	平成22年 6月1日
みかんこどもクリニック	医療法人みかんこどもクリニック	八幡浜市字白浜1536番地5	平成22年 5月1日
うつのみや内科	医療法人うつのみや内科	上浮穴郡久万高原町久万206番地5	平成22年 5月1日
れんげ堂薬局池田店	有限会社れんげ堂	西条市丹原町池田109-1	平成22年 6月1日

○愛媛県告示第746号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成22年 6月25日

○愛媛県告示第748号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成22年 6月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所 在 地	指 定 年 月 日
今治鍼灸院	廣 瀬 敬 次	今治市美保町三丁目1-8	平成22年 5月1日
薬師寺接骨院	薬師寺 正 敏	宇和島市吉田町立間尻甲1816-2	平成22年 5月17日
マッサージ和み	有限会社 フン設計	今治市喜田村四丁目13-53	平成22年 5月1日

○愛媛県告示第747号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成22年 6月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
いのうえ産婦人科	井 上 琢 磨	今治市南大門町1-5-2	平成22年 4月11日
西予市国民健康保険坂石診療所	西 予 市 長	西予市野村町坂石2569番地	平成22年 4月1日
くすりの健美堂薬局	大 西 啓 二	四国中央市三島中央一丁目7番30号	平成21年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
株式会社ほほえみ	今治市石井町一丁目8番47号	株式会社ほほえみ	今治市石井町一丁目8番47号	平成22年4月1日
松 本 毅	南宇和郡愛南町一本松3375-3	松本クリニック	南宇和郡愛南町一本松3375-3	平成22年4月1日
居宅介護支援センター若草合同会社	新居浜市松原町15番49号	ヘルパーステーション若草	新居浜市松原町15番49号	平成22年5月1日
医療法人三善会	宇和島市堀端町2番39号	医療法人三善会善家外科・脳神経外科	宇和島市堀端町2番39号	平成22年5月13日
菊園株式会社	宇和島市北新町1572番地2	ヘルパーステーション菊園	宇和島市北新町1572番地2	平成22年5月17日
田 中 徹	宇和島市津島町岩松801-3	田中歯科医院	宇和島市津島町岩松801-3	平成22年5月20日
株式会社東京ネバーランドえひめ	新居浜市西の土居町一丁目3番28号	デイサービスセンターファイトえひめ	新居浜市西の土居町一丁目3番28号	平成22年5月31日

○愛媛県告示第749号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成22年6月25日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
居宅介護支援センター若草合同会社	新居浜市松原町15番49号	居宅介護支援センター若草	新居浜市松原町15番49号	平成22年5月1日

○愛媛県告示第750号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成22年6月25日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社ほほえみ	今治市石井町一丁目8番47号	株式会社ほほえみ	今治市石井町一丁目8番47号	平成22年4月1日
松本毅	南宇和郡愛南町一本松3375-3	松本クリニック	南宇和郡愛南町一本松3375-3	平成22年4月1日
居宅介護支援センター若草合同会社	新居浜市松原町15番49号	ヘルパーステーション若草	新居浜市松原町15番49号	平成22年5月1日
医療法人三善会	宇和島市堀端町2番39号	医療法人三善会善家外科・脳神経外科	宇和島市堀端町2番39号	平成22年5月13日
菊園株式会社	宇和島市北新町1572番地2	ヘルパーステーション菊園	宇和島市北新町1572番地2	平成22年5月17日
田中徹	宇和島市津島町岩松801-3	田中歯科医院	宇和島市津島町岩松801-3	平成22年5月20日
株式会社東京ネパールドエヒメ	新居浜市西の土居町一丁目3番28号	デイサービスセンターファイトエヒメ	新居浜市西の土居町一丁目3番28号	平成22年5月31日

○愛媛県告示第751号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成22年6月25日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
いよ路サービス有限会社	今治市鯉池町一丁目1番22号	（変更後） いよ路サービス	今治市鯉池町一丁目1番22号	平成22年4月9日
		（変更前） 有限会社いよ路サービス		

○愛媛県告示第752号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成22年6月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社信介	宇和島市吉田町立間尻甲554 - 6	訪問介護ひいらぎ	(変更後) 宇和島市柿原甲1464 - 1	平成22年 5月 6日
			(変更前) 宇和島市恵美須町二丁目 4番 22号	

○愛媛県告示第753号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成22年 6月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
いよ路サービス株式会社	今治市鯉池町一丁目 1番22号	(変更後) いよ路サービス	今治市鯉池町一丁目 1番22号	平成22年 4月 9日
		(変更前) 有限会社いよ路サービス		

○愛媛県告示第754号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成22年 6月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社信介	宇和島市吉田町立間尻甲554 - 6	訪問介護ひいらぎ	(変更後) 宇和島市柿原甲1464 - 1	平成22年 5月 6日
			(変更前) 宇和島市恵美須町二丁目 4番 22号	

○愛媛県告示第755号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成22年 6月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
特定非営利活動法人ふくふくの会	越智郡上島町弓削上弓削 3番地	デイサービスふくふくの会	越智郡上島町弓削上弓削 3番地	平成22年 3月 1日
松 本 定 善	南宇和郡愛南町一本松3375 - 3	松本クリニック	南宇和郡愛南町一本松3375 - 3	平成22年 3月31日

○愛媛県告示第756号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成22年 6月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会	上浮穴郡久万高原町久万45番地2	久万高原町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所柳谷	上浮穴郡久万高原町柳井川846番地	平成22年5月1日

○愛媛県告示第757号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成22年6月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
松本定善	南宇和郡愛南町一本松3375-3	松本クリニック	南宇和郡愛南町一本松3375-3	平成22年3月31日

○愛媛県告示第758号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成22年6月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810101596	NPO法人ほっとねつと	松山市道後湯月町3-3	屋宮康紀	就労継続支援B型	すけっと工房	松山市小坂3丁目6-16	平成22年5月1日
3810101604	株式会社フルール	松山市東野6丁目2番10号	兵頭陽子	居宅介護	株式会社フルール	松山市東野6丁目2番10号	平成22年5月1日
3810101604	株式会社フルール	松山市東野6丁目2番10号	兵頭陽子	重度訪問介護	株式会社フルール	松山市東野6丁目2番10号	平成22年5月1日
3810101612	特定非営利活動法人家族支援フォーラム	松山市姫原2丁目3番地21	米田順哉	就労継続支援B型	地域生活支援センター夢ポケット	松山市上野町乙46番地	平成22年5月1日
3811300114	社会福祉法人澄心	四国中央市豊岡町大町2005番の1	武村志延	就労継続支援B型	たのしみ	四国中央市豊岡町大町1412-1	平成22年5月1日
3811300213	社会福祉法人澄心	四国中央市豊岡町大町2005番の1	武村志延	児童デイサービス	児童デイサービスぼれぼれ	四国中央市三島宮川2-4-2	平成22年5月1日
3810400170	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	寺田大輔	居宅介護	ニチイケアセンター八幡浜	八幡浜市産業通4番18号	平成22年5月12日
3810400170	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	寺田大輔	重度訪問介護	ニチイケアセンター八幡浜	八幡浜市産業通4番18号	平成22年5月12日

○愛媛県告示第759号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成22年6月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		届 出 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810100945	有限会社石のぬくもり	松山市東山町1番地の2	稲葉千穂	居宅介護	訪問介護事業所草の芽	松山市東山町1番地の2	平成22年4月1日
3810100945	有限会社石のぬくもり	松山市東山町1番地の2	稲葉千穂	重度訪問介護	訪問介護事業所草の芽	松山市東山町1番地の2	平成22年4月1日

3810100010	NPO法人ほっとねつと	松山市道後湯月町3番3号	屋宮 康 紀	重度訪問介護	ヘルパーステーションほっとパートナー	松山市久米窪田町897-7	平成22年5月1日
3810101067	特定非営利活動法人家族支援フォーラム	松山市姫原2丁目3番地21	米 田 順 哉	就労継続支援B型	地域生活支援センター夢ポケット	松山市一番町4丁目4番地2県庁第1別館地下1階	平成22年5月1日
3810100523	株式会社ファミリーケア	松山市南江戸一丁目1番21号	三 原 弘 記	居宅介護	ファミリーケアヘルパーステーション南江戸	松山市南江戸一丁目1番21号	平成22年5月31日
3810100523	株式会社ファミリーケア	松山市南江戸一丁目1番21号	三 原 弘 記	重度訪問介護	ファミリーケアヘルパーステーション南江戸	松山市南江戸一丁目1番21号	平成22年5月31日

○愛媛県告示第760号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成22年 6月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
有限会社リハビリステーションみかん	デイサービスセンターみかん	愛媛県松山市東長戸三丁目4番27号	平成22年5月1日	通所介護
有限会社ケアヴィレッジ	デイホームよしふじ庵	愛媛県北宇和郡鬼北町大字東仲1015番地	平成22年5月1日	通所介護
株式会社ラビダ	訪問介護事業所ラビダ	愛媛県松山市和気町二丁目747番地16	平成22年5月1日	訪問介護
伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合	伊予市・伊予郡養護老人ホーム和楽園 指定訪問介護事業	愛媛県伊予郡松前町大溝96番地1	平成22年5月1日	訪問介護
社会福祉法人広寿会	たちばなの家じゃんけんぼん	愛媛県松山市立花一丁目11番3号	平成22年5月1日	通所介護
菊園株式会社	ヘルパーステーション菊園	愛媛県宇和島市北新町1572番地2	平成22年5月1日	訪問介護
居宅介護支援センター若草合同会社	ヘルパーステーション若草	愛媛県新居浜市松原町15番49号	平成22年5月1日	訪問介護
株式会社サンライフ	訪問介護事業所サンライフ	愛媛県四国中央市土居町小林605番地3	平成22年5月1日	訪問介護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター八幡浜	愛媛県八幡浜市産業通4番18号	平成22年5月12日	訪問介護
伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合	伊予市・伊予郡養護老人ホーム和楽園 外部サービス利用型特定施設	愛媛県伊予郡松前町大溝96番地1	平成22年5月1日	特定施設入居者生活介護
株式会社アテックス	株式会社アテックスレンタル事業部	愛媛県松山市衣山二丁目1番35号	平成22年5月21日	福祉用具貸与

○愛媛県告示第761号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成22年 6月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社ラビダ	居宅介護支援事業所ラビダ	愛媛県松山市和気町二丁目747番地16	平成22年5月1日	居宅介護支援
居宅介護支援センター若草合同会社	居宅介護支援センター若草	愛媛県新居浜市松原町15番49号	平成22年5月1日	居宅介護支援

○愛媛県告示第762号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成22年 6月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社リハビリステーションみかん	デイサービスセンターみかん	愛媛県松山市東長戸三丁目4番27号	平成22年5月1日	介護予防通所介護
株式会社ラビダ	訪問介護事業所ラビダ	愛媛県松山市和気町二丁目747番地16	平成22年5月1日	介護予防訪問介護
伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合	伊予市・伊予郡養護老人ホーム和楽園 外部サービス利用型特定施設	愛媛県伊予郡松前町大溝96番地1	平成22年5月1日	介護予防特定施設 入居者生活介護
伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合	伊予市・伊予郡養護老人ホーム和楽園 指定訪問介護事業	愛媛県伊予郡松前町大溝96番地1	平成22年5月1日	介護予防訪問介護
社会福祉法人広寿会	たちばなの家じゃんけんぼん	愛媛県松山市立花一丁目11番3号	平成22年5月1日	介護予防通所介護
菊園株式会社	ヘルパーステーション菊園	愛媛県宇和島市北新町1572番地2	平成22年5月1日	介護予防訪問介護
居宅介護支援センター若草合同会社	ヘルパーステーション若草	愛媛県新居浜市松原町15番49号	平成22年5月1日	介護予防訪問介護
株式会社サンライフ	訪問介護事業所サンライフ	愛媛県四国中央市土居町小林605番地3	平成22年5月1日	介護予防訪問介護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター八幡浜	愛媛県八幡浜市産業通4番18号	平成22年5月12日	介護予防訪問介護
株式会社アテックス	株式会社アテックスレンタル事業部	愛媛県松山市衣山二丁目1番35号	平成22年5月21日	介護予防福祉用具 貸与

○愛媛県告示第763号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成22年6月25日

愛媛県知事 加戸守行

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人財団慈強会	レスパイトステーションいこい	愛媛県松山市高井町1211番地	平成22年4月30日	通所介護

○愛媛県告示第764号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成22年6月25日

愛媛県知事 加戸守行

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人財団慈強会	ケアプランセンター東松山	愛媛県松山市高井町1211番地	平成22年4月30日	居宅介護支援
社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会	久万高原町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所柳谷	愛媛県上浮穴郡久万高原町柳井川846番地保健福祉センターやなだに	平成22年5月1日	居宅介護支援

○愛媛県告示第765号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年6月25日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除予定保安林の所在場所
西予市城川町野井川1846の4、1847の6

- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
林道用地とするため

○愛媛県告示第766号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第

14条第2項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成22年 6 月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 公共測量（1 / 500地形図作成）
- 2 作業期間 平成21年12月1日から
平成22年 3 月25日まで
- 3 作業地域 松山市北条八反地

○愛媛県告示第767号

愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）第15条の3第2項の規定により、公の施設の指定管理者から次のとおり名称の変更の届出があった。

平成22年 6 月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 公の施設の名称
とべ動物園
- 2 指定管理者の名称

変 更 前	財団法人愛媛県動物園協会
変 更 後	公益財団法人愛媛県動物園協会

- 3 変更年月日
平成22年 6 月 1 日

○愛媛県告示第768号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、当該宅地建物取引業者は、愛媛県土木部道路都市局建築住宅課まで申し出られたい。

なお、この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定によりその免許を取り消す。

平成22年 6 月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

商号	代表者の氏名	免許番号	免許年月日
株式会社 愛地	小 倉 津久夫	愛媛県知事 ⁽⁶⁾ 第3547号	平成20年 6 月12日

○愛媛県告示第769号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市喜多台土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成22年 6 月25日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	寺 町 讓	西条市喜多台189番地 1
"	中 路 芳 正	西条市喜多台76番地
"	越 智 和 男	西条市喜多台61番地

"	中 川 英 隆	西条市喜多台92番地
"	渡 部 宏 憲	西条市喜多台78番地
監 事	中 路 博	西条市喜多台227番地 2
"	中 川 伸 之	西条市喜多台38番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	寺 町 讓	西条市喜多台189番地 1
"	白 石 孝 司	西条市喜多台89番地
"	中 路 芳 正	西条市喜多台76番地
"	木 原 浩	西条市喜多台232番地 1
"	越 智 和 男	西条市喜多台61番地
監 事	藤 原 幹 雄	西条市喜多台205番地
"	中 路 博	西条市喜多台227番地 2

○愛媛県告示第770号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市萩生土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成22年 6 月25日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	福 田 健 剛	新居浜市萩生448番地
"	藤 田 平 夫	新居浜市萩生948番地
"	守 谷 力 夫	新居浜市萩生495番地
"	渡 辺 彰	新居浜市萩生453番地 - 2
"	秋 山 晃 徳	新居浜市萩生793番地
"	飯 尾 一 男	新居浜市萩生821番地 - 1
"	藤 井 博	新居浜市萩生784番地 - 6
"	菅 周 馬	新居浜市萩生354番地 - 5
"	土 岐 若 水	新居浜市萩生250番地 - 1
"	松 田 千 鶴 子	新居浜市萩生253番地 - 4
監 事	真 鍋 喜 久 雄	新居浜市萩生683番地
"	守 谷 肇	新居浜市萩生470番地 - 1
"	渡 辺 健 治	新居浜市萩生632番地 - 9

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	神 野 貞 利	新居浜市萩生674番地
"	真 鍋 伸 一	新居浜市萩生763番地
"	福 田 道 憲	新居浜市萩生621番地 - 1
"	土 岐 若 水	新居浜市萩生250番地 - 1
"	土 岐 博 章	新居浜市萩生272番地 - 2
"	土 岐 博	新居浜市萩生302番地 - 1
"	福 田 健 剛	新居浜市萩生448番地
"	藤 田 平 夫	新居浜市萩生948番地
"	渡 辺 彰	新居浜市萩生453番地 - 2
"	守 谷 健 治	新居浜市萩生582番地 - 1
監 事	加 藤 恒 孝	新居浜市萩生821番地 - 2

菅 勝	新居浜市萩生632番地 - 13	秦 初 義	新居浜市萩生956番地
-----	------------------	-------	-------------

○愛媛県告示第771号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成22年 6 月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
(般 - 17) 第 14527号	平成17年 6月12日	(有)近藤園芸店	近藤 千穂	今治市喜田村 8 - 1 - 45	平成22年 5月6日	造園工事業	建設業の廃止
(特 - 20) 第 5809号	平成20年 10月20日	(株)阿部建設	阿部 勝房	西条市河原津甲506 - 2	平成22年 5月13日	土木工事業 とび・土工工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 19) 第 9653号	平成22年 5月17日	栗田建設(株)	岡林 義幸	西条市中野甲1467 - 1	平成22年 5月17日	土木工事業 とび・土工工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 21) 第 2607号	平成22年 5月24日	(株)山岡組	山本 悦司	今治市玉川町長谷甲981 - 2	平成22年 5月24日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第772号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成22年 6 月25日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成22年 6 月16日

3 指定道路の位置

四国中央市中之庄町字宮ノ上776番の1及び776番2の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 32.50メートル

(2) 幅員 4.70メートル

○愛媛県告示第773号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年 6 月25日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
22中局建（開）第16号 平成22年 6 月16日	東温市田窪字井手ノ上201番 7	東温市田窪201番地 5 松 田 タ エ コ

公 告

○公 告

生産事業者講習会の開催について

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定に基づき、生産事業者講習会を次のとおり行う。

平成22年 6 月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 開催の日時

平成22年 8 月25日（水）9 時

2 開催の場所

上浮穴郡久万高原町菅生

愛媛県農林水産研究所林業研究センター 展示研修施設研修室

3 受講申込期限

平成22年 8 月20日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものは、受け付ける。

4 受講申込書の請求先及び提出先

住所を所管する地方局森林林業課、支局森林林業課若しくは農林水産部森林局森林整備課

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年 6 月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

110番情報管理システム及び地図検索システムの借入れ

(2) 借入物品名及び数量

110番情報管理システム及び地図検索システム一式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式）

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成23年 3月 1日から平成28年 2月28日まで

(5) 借入場所

愛媛県警察本部

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第一係
〒790 8573
愛媛県松山市南堀端町2番地2
電話 (089)934 0110

- (2) 入札書の受領期限

平成22年 8月10日（火）午後 1時30分

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成22年 8月10日（火）午後 1時30分

愛媛県警察本部 第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受領期限

平成22年 6月25日（金）午前 9時から平成22年 7月30日（金）午後 5時15分まで。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Emergency police dispatch management system and Mapping plan reference system , 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m . , 10 August , 2010
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan TEL 089 934 0110

雑 報

○愛媛県市町村職員共済組合公告

愛媛県市町村職員共済組合法第5条の規定に基づき、平成21年度決算の要旨を公告する。

平成22年 6月25日

愛媛県市町村職員共済組合

理事長 高須賀 功

損益計算書の要旨

(単位：千円)

	経 理 区 分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
収	負担金	4,146,614 286,224	13,999,310		168,996	231,978				
	掛金	4,048,134 303,295	7,336,682			195,967				

入	施設収入・商品売上					64,973				
	受取手数料								22,043	
	利息及び配当金	291,31		291,654	327	221	176	973,936	1,280	20
	組合員貸付金利息								289,003	
	その他収入	755,684			61,001	996	132,964	18,151	33,323	931
	他経理から繰入金				28,099		210,100			
	前年度繰越支払準備金	728,617								
	計	9,679,340 589,550	21,335,992	291,654	258,423	429,162	408,213	992,087	323,606	22,994
支 出	給付	4,572,655								
	役職員給与				126,361	18,083	58,655	23,857	11,598	2,518
	厚生費				116	290,121	47	15	7	
	特定健康診査等費					20,883				
	旅費・事務費				9,849	4,483	1,150	3,125	2,265	440
	商品仕入						307			
	飲食材料費									
	委託費				6,054	129	760	677	52	163
	支払利息			291,654				559,693	253,329	12,659
	連合会払込金・拠出金	491,811							21,842	
	前期高齢者納付金	1,863,179								
	後期高齢者支援金	1,577,934								
	老人保健拠出金	94								
	退職者給付拠出金	322,378								
	介護納付金	615,109								
	負担金払込金・掛金払込金		21,335,992							
	他経理へ繰入金	28,099				210,100				
	その他支出	149,567 622			109,107	28,776	75,878	16,128	39,545	12,086
	次年度繰越支払準備金	722,778								
	計	9,728,495 615,731	21,335,992	291,654	251,487	572,575	136,797	603,495	328,638	27,866
差引当期利益金又は当期損失金()	49,155 26,181	0	0	6,936	143,413	271,416	388,592	5,032	4,872	

貸借対照表の要旨

資 産	流動資産	766,285	1,163,592	345,994	377,653	138,063	296,388	25,573,771	287,544	814,182
	固定資産			11,827,606	433	48	690,435	34,160,034	10,305,028	
	繰延資産									
資 産 合 計		766,285	1,163,592	12,173,600	378,086	138,111	986,823	59,733,805	10,592,572	814,182
負 債	流動負債	27,148	1,163,592		6,145	7,639	147	56,464,707	1	27,077
	固定負債	722,778		12,173,600	223,144	39,540	55,450	49,552	10,220,035	640,411
	負債合計	749,926	1,163,592	12,173,600	229,289	47,179	55,597	56,514,259	10,220,036	667,488
資 本	資本剰余金						545,655			
	利益剰余金又は欠損金()	35,723 19,364			148,797	90,932	385,571	3,219,546	372,536	146,694
	資本合計	16,359	0	0	148,797	90,932	931,226	3,219,546	372,536	146,694
負 債 ・ 資 本 合 計		766,285	1,163,592	12,173,600	378,086	138,111	986,823	59,733,805	10,592,572	814,182

(注) 短期経理の upper 段は短期、lower 段は介護